



食安発0305第1号
25消安第5603号
25水漁第1707号
平成26年3月5日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、地方厚生局における施設認定手続に係る標準処理期間の設定、下痢性貝毒に関する検査法及び規制値の変更等を行い、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、よろしく申し上げます。